

綾瀬市教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育委員会表彰規程(昭和54年綾瀬市教育委員会告示第5号。以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、綾瀬市の教育に著しい貢献のあった個人及び団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者)

第2条 規程第2条各号に掲げる表彰候補となることができる者又は団体(以下「表彰候補者」という。)は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校経営に優れた成果をあげた者
- (2) 自主的研究又は特別な研究により学術上又は教育上顕著な成果をあげた者又は団体
- (3) 8年以上にわたり別表第1に掲げる附属機関の委員として委嘱され、その功労が顕著な者
- (4) 8年以上にわたり学校嘱託医又は学校薬剤師として尽力し、その功労が顕著な者
- (5) 社会教育活動に尽力し、その功労が顕著な者又は団体
- (6) 教育関係施設の発展に尽力し、その功労が顕著な者又は団体
- (7) スポーツ的分野又は文化的分野の活動において、優れた成績を収めた者又は団体
- (8) ボランティア活動に尽力し、その功労が顕著な者又は団体

(推薦方法)

第3条 前条に規定する表彰候補者を推薦しようとする者は、被表彰者推薦書(第1号様式)に必要事項を記載し、別に定める期日までに教育委員会教育長に提出しなければならない。

(表彰基準日)

第4条 表彰の基準日は、毎年12月1日とする。

(表彰期日)

第5条 表彰の期日は、毎年2月11日とする。ただし、これによりがたいときは、別に定めることができる。

(遺族追賞)

第6条 被表彰者となった者が、表彰前に死亡したときは、その表彰状及び記念品は、遺族に贈るものとする。

(被表彰者名簿)

第7条 表彰を行ったときは、被表彰者名簿(第2号様式)に必要事項を記載し、これを保存する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成6年2月1日から施行し、平成5年度における表彰から適用する。

(綾瀬市教育委員会表彰要綱の廃止)

2 綾瀬市教育委員会表彰要綱(昭和60年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

綾瀬市学校給食検討委員会
綾瀬市社会教育委員
綾瀬市奨学生選考委員会
綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会
綾瀬市いじめ防止等対策委員会

被表彰者推薦書

ふりがな 氏名		生年月日	
現住所			
	連絡先と電話番号		
功績事項	綾瀬市教育委員会表彰要綱第2条 号に該当		
略歴			
賞罰事項			

年 月 日

綾瀬市教育委員会

教育長

殿

推薦者名

被表彰者推薦書

団体等の 名称	
代表者の 役職名及び 氏名	
所在地	
	連絡先と電話番号
功績事項	綾瀬市教育委員会表彰要綱第2条 号に該当
受賞の実績	

年 月 日

綾瀬市教育委員会

教育長

殿

推薦者名

第2号様式（第7条関係）

被表彰者名簿

	年度第 号	表彰年月日	年 月 日
フリガナ			
氏名又は 団体名			
生年月日	年 月 日		
現住所			
表彰理由			
該当条文	綾瀬市教育委員会表彰要綱第2条 号		
記念品			
備考			